

# 浦安市難病者見舞金の支給手続きについて

浦安市では、市川保健所（市川健康福祉センター）において発行された「特定医療費（指定難病）受給者証」等をお持ちの方に、お見舞金を支給しています。

## 1 対象者

- 「千葉県特定医療費（指定難病）受給者証」をお持ちの方
- 「千葉県小児慢性 特定疾病医療受給者証」をお持ちの方
- 「千葉県先天性血液凝固因子障害等受給者証」をお持ちの方
- 「特定疾患医療受給者証」をお持ちの方

各受給者証の発行に関するお問合せは、市川保健所をお願いします。

## 2 見舞金支給額

区分	支給額	支給時期
入院 (1ヶ月に継続して15日以上入院をされた月)	月額 10,000円	年1回 (毎年2月ごろ)
通院 (1ヶ月に1日以上通院、又は15日未満の入院をされた月)	月額 5,000円	

2ヶ月にわたり15日以上入院がある時は、いずれか一方の月を15日以上入院月とします。  
支給例：ひと月1回以上の通院を1月から12か月行った場合 5,000円×12か月=60,000円

## 3 見舞金の申請

新規で各受給者証が保健所より発行されましたら、次の3つの書類を障がい福祉課に提出してください。

浦安市難病者見舞金支給申請書 振込先口座の内容がわかるもの 各受給者証の写し

## 4 見舞金の支給（請求）

- 支給開始時期は、各受給者証の有効期限の開始日から支給開始
- 見舞金の請求は、見舞金支給決定後に次の2つの書類を 障がい福祉課に提出してください。

浦安市難病者見舞金現況届出書 各受給者証の写し

「浦安市難病者見舞金現況届出書」は、毎年12月末に郵送します。届きましたら、現在受診されている医療機関の担当医師に1月から12月分の通院及び入院実績の記入を依頼してください。医師記入後に届出書の対象月分の「各受給者証の写し」を一緒にご提出ください。

見舞金支給に関する変更・資格喪失等の手続きをお忘れなく  
次の事項が生じたときは、障がい福祉課に届け出が必要です。

- 受給者または難病者が本市に居住しなくなったとき
- 難病者が治癒、死亡、非該当となったとき
- 保護者たる受給者が保護者でなくなったとき
- 受給者または難病者が住所または氏名を変更したとき
- 振込金融機関を変更したいとき
- 指定難病名を追加・変更したとき

市役所への見舞金に関する変更手続きとは別に、市川保健所への受給者証に関する変更手続きが必要となる場合がございます。

## 【問合せ先】

受給者証の発行について・・・市川保健所（市川健康福祉センター）TEL 047-377-1101(代表)  
見舞金の給付について・・・浦安市福祉部障がい福祉課 給付係 TEL 047-712-6394(直通)